

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター
建築物省エネ法判定業務手数料規程

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター「建築物省エネ法判定業務規程」第18条に規定する判定料金及び請求、収納等は、次のとおりとする。

1. 判定料金（消費税込み、単位：円）

(1) 非住宅

| 対象面積 (㎡) | 算定方法 用途分類 | モデル建物法 | | | 標準入力法等 | | |
|------------------|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | A分類 | B分類 | C分類 | A分類 | B分類 | C分類 |
| ～2,000未満 | | 116,000 | 87,000 | 68,000 | 213,000 | 145,000 | 97,000 |
| 2,000～3,000未満 | | 145,000 | 106,000 | 77,000 | 272,000 | 184,000 | 126,000 |
| 3,000～4,000未満 | | 174,000 | 126,000 | 97,000 | 330,000 | 223,000 | 155,000 |
| 4,000～5,000未満 | | 213,000 | 155,000 | 116,000 | 408,000 | 272,000 | 184,000 |
| 5,000～10,000未満 | | 262,000 | 184,000 | 136,000 | 476,000 | 320,000 | 204,000 |
| 10,000～20,000未満 | | 320,000 | 213,000 | 165,000 | 563,000 | 379,000 | 243,000 |
| 20,000～50,000未満 | | 379,000 | 262,000 | 204,000 | 670,000 | 447,000 | 272,000 |
| 50,000～100,000未満 | | 404,000 | 311,000 | 252,000 | 787,000 | 524,000 | 311,000 |
| 100,000～ | | 404,000 | 388,000 | 301,000 | 806,000 | 622,000 | 369,000 |

※ 用途分類は、別表による。

※ 当センターに構造計算適合性判定申請の依頼と併願する場合（構造判定併願）は、上記(1)表に0.9乗じた額（1,000円未満は切り捨て）とする。ただし、平成29年4月1日以降に構造計算適合性判定申請が行われたものを対象とする。

※ 表の延べ面積の算定については、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。

※ 増改築の場合、既存部分を含めた延べ面積をもとに料金を適用する。ただし、既存部分のBEIにデフォルト値を採用する計算方法の場合、増改築部分の非住宅部分の用途・面積により料金を算定する。

※ 用途分類が複数ある場合は、原則、次のとおりとする。

① A分類が含まれるときはA分類

② A分類が含まれず、B分類が含まれるときはB分類

2. 変更申請に係る判定料金は、当初の申請で適用された判定料金の0.5を乗じた額（1,000円未満は切り捨て）とする。ただし、次の場合は上表(1)の料金とする。

① 用途分類を変更する場合

② モデル建物法を用いる場合のモデル建物の変更

③ 評価方法の変更（モデル建物法⇄標準入力法等）

④ 直前の判定を当センター以外の機関等から受けている場合

3. 軽微変更に係る料金は次のとおりとする。

① 軽微変更該当証明の申請（軽微変更ルートC）は、当初料の申請で適用された料金の0.4を乗じた額とする。

② ①以外の軽微変更は、当初の申請で適用された料金の0.2を乗じた額とする。

4. 次のいずれかの内容の変更を申請する場合の評価料金は無料とする。

① 申請者等の氏名、住所等の記載の変更

② 建築物の所在地等の記載の変更

③ 判定への適合性が容易に判断できる変更の場合

5. 適合判定通知書を再発行する場合は、1通につき1,000円（消費税込み）とする。

6. 判定料金は、住宅センター建築物省エネ判定業務約款に定める納入期日までに、納入するものとする。

なお、指定銀行口座への振り込みによる場合は、振り込みに要する費用は申請者等の負担とする。

判定料金の支払い方法は、次のとおりです。

(1) 窓口において、現金での支払い

(2) 指定口座への振り込み

（附則） この手数料規程は、平成29年4月1日より施行する。

（附則） この手数料規程は、平成29年4月12日より施行する。

別表 用途分類表

(1)A分類

| 分類 | 用途 | 区分コード |
|--|---|-------|
| A | 図書館その他これに類するもの | 8140 |
| | 博物館その他これに類するもの | 8150 |
| | 神社、寺院、教会その他これらに類するもの | 8160 |
| | 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの | 8170 |
| | 助産所 | 8190 |
| | 児童福祉施設等（前3項に掲げるものを除く。） | 8210 |
| | 公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。） | 8230 |
| | 診療所（患者の収容施設のあるものに限る。） | 8240 |
| | 診療所（患者の収容施設のないものに限る。） | 8250 |
| | 病院 | 8260 |
| | ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又は バッティング練習場 | 8370 |
| | 体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。） | 8380 |
| | ホテル又は旅館 | 8400 |
| | 映画スタジオ又はテレビスタジオ | 8480 |
| | 劇場、映画館又は演芸場 | 8530 |
| | 観覧場 | 8540 |
| | 公会堂又は集会場 | 8550 |
| | 展示場 | 8560 |
| | ダンスホール | 8590 |
| 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、スト リップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら 性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その 他これらに類するもの | 8600 | |

(2)B分類

| 分類 | 用途 | 区分コード |
|----|---|-------|
| B | 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの | 8060 |
| | 幼稚園 | 8070 |
| | 小学校 | 8080 |
| | 義務教育学校 | 8082 |
| | 中学校又は高等学校 | 8090 |
| | 養護学校、盲学校又は聾学校 | 8100 |
| | 大学又は高等専門学校 | 8110 |
| | 専修学校 | 8120 |
| | 各種学校 | 8130 |
| | 幼保連携型認定こども園 | 8132 |
| | 保育所その他これに類するもの | 8180 |
| | 巡査派出所 | 8270 |
| | 公衆電話所 | 8280 |
| | 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定により行う郵便の業務（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を含む。）の用に供する施設 | 8290 |
| | 地方公共団体の支庁又は支所 | 8300 |
| | 税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの | 8330 |
| | マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの | 8390 |
| | 日用品の販売を主たる目的とする店舗 | 8438 |
| | 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。） | 8440 |
| | 飲食店（次項に掲げるものを除く。） | 8450 |
| | 食堂又は喫茶店 | 8452 |
| | 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 | 8456 |
| | 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗 | 8458 |
| | 物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。） | 8460 |
| | 事務所 | 8470 |
| | 料理店 | 8570 |
| | キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー | 8580 |

(3)C分類

| 分類 | 用途 | 区分コード |
|----|-------------------------------------|-------|
| C | 公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋 | 8310 |
| | 建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設 | 8320 |
| | 工場（自動車修理工場を除く。） | 8340 |
| | 自動車修理工場 | 8350 |
| | 危険物の貯蔵又は処理に供するもの | 8360 |
| | 自動車教習所 | 8410 |
| | 畜舎 | 8420 |
| | 堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場 | 8430 |
| | 自動車車庫 | 8490 |
| | 自転車駐輪場 | 8500 |
| | 倉庫業を営む倉庫 | 8510 |
| | 倉庫業を営まない倉庫 | 8520 |
| | 卸売市場 | 8610 |
| | 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 | 8620 |

※その他（8990）は、ご相談ください。